

議員提出第三十七号議案

厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書

本年十月に厚生労働省から発表され、今後、国会に提出される法案の基礎となることが予想される「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」（以下「たたき台」という。）は、これまでたばこ農家や販売店、飲食・宿泊業等の各業界が推進してきた取組を無駄にするような厳格な規制を設定しており、大きな懸念を抱いている。

本県の葉たばこ耕作は、地域農業を支える重要な基幹作物に位置づけられており、また、たばこ販売店では、たばこの販売を通じて、国や地方自治体のたばこ税収に多大な貢献をしているとの自負と誇りを持っている。しかし、たたき台に盛り込まれた措置が実施された場合、さらなる喫煙機会の減少を招き、結果として消費本数が減少することは明らかであり、販売店や農家の経営等に多大な影響を及ぼすことが予想される。

また、飲食・宿泊業等のサービス業では、喫煙を望む客も多いため、分煙をはじめ、実態に応じた様々な受動喫煙防止対策に自主的に取り組んでいるが、たたき台に明記された「原則建物内禁煙（喫煙室設置可）」となれば、多くの事業者は、店舗の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的にも喫煙室の整備は容易ではなく、売り上げの減少など経営的な影響は避けられない。

よって、国会及び政府におかれては、たたき台に盛り込まれた措置が実施された場合、多方面に甚大な影響を与えることを認識され、次の事項について取り組むよう強く求める。

- 一 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
  - 二 効果的とされている分煙措置を取っている店舗・施設については、相当の配慮をすること。
  - 三 喫煙者に十分な喫煙機会が与えられるよう、喫煙環境の整備にも配慮すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十四日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
内閣官房長官	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
農林水産大臣	山本有二殿